

## 鳥取県立厚生病院共同利用規程

### (目的)

第1条 この規程は、鳥取県立厚生病院（以下「厚生病院」という。）が鳥取県中部保健医療圏（以下「中部医療圏」という。）における地域医療の支援を目指し、医療提供の効率化と医療の質の向上に向けて、患者中心の一貫性のある医療提供と地域医療従事者の生涯研修に貢献すべく、病院の施設及び設備の開放を可能とし、地域医療の更なる充実と発展に寄与することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### (共同利用)

第2条 厚生病院は、中部医療圏における全ての医師、歯科医師に対する医療機器の共同利用のために施設及び設備を開放する。その際、厚生病院及びその職員は、医療機器の共同利用に関する活動を支援し、かつ、便宜を図るものとする。

2 共同利用に係る医療機器は、CT、MRI等とする。

### (研修)

第3条 厚生病院は、中部医療圏における医療従事者の研修活動を支援するものとする。

- (1) 医師及び歯科医師に対し、院内研究会、研修会及び院内講演会等への参加の機会を設け、医療についての質的向上に資するものとする。
- (2) 看護職及び医療職等の医療従事者に対し、実務研修会等の機会を設け、看護、リハビリテーション及び介護等についての質的向上に資するものとする。
- (3) 各医療機関の事務職に対し、保険請求事務及び業務改善等に関する研修の機会を設け、医療機関経営の改善及び合理化などの事務的業務についての質的向上に資するものとする。

### (図書館の共同利用)

第4条 厚生病院は、中部医療圏における医療従事者に対し、診察、研究及び教育を支援するため、図書閲覧及び必要に応じた資料や情報の提供を行うものとする。

### (利用手続)

第5条 厚生病院の施設及び設備の利用は、事前に地域連携センターに連絡し、承認を受けるものとする。

### 附 則

この規程は、平成29年10月23日から施行する。